

## 長崎都市計画特別用途地区の変更（諫早市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 354 ha	諫早市内の準工業地域全域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

当該地区において、九州新幹線西九州ルートの開業に伴う諫早駅周辺の交通結節機能の強化や、駅と連絡する市道永昌東栄田線の整備によるアクセス改善により、大規模倉庫跡地を計画的に土地利用転換し、既存の行政施設や医療・福祉施設などと併せ、公共公益サービスの利便性向上や更なる機能拡大を誘導するため、用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更することに伴い、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）から除外するものである。